

役員費用弁償等支給規則

	平成17年10月 3日	規則第2号
(改正)	平成17年11月21日	規則第2号
	平成18年12月 1日	規則第5号
	平成19年11月29日	規則第4号
	平成21年 3月19日	規則第4号
	平成26年 3月 7日	規則第2号
	平成28年12月20日	規則第2号
	平成29年 3月15日	規則第2号
	平成29年 6月 1日	規則第1号
	平成30年10月30日	規則第1号
	令和 2年 3月23日	

(目的)

第1条 この規則は、定款第9条、第23条及び評議員選任・解任委員会運営規則第14条に基づき、大田市社会福祉事業団役員(以下「役員」という。)、評議員、評議員選任・解任委員に対する報酬並びに費用弁償等の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 法人の理事長及び常務理事に対して報酬を支給する。

- 2 前項の理事長の報酬月額が職員給料表別表第1の6級5号給(356,300円)とし、常務理事の報酬月額は職員給料表別表第1の6級9号給(388,000円)とする。
- 3 役員及び評議員または評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会または評議員選任・解任委員会及びその他の会議に出席した場合や法人業務のために旅行したときは日額報酬として役員、評議員は12,000円、評議員選任・解任委員は7,200円を支給する。
- 4 事業団職員である役員に対しては第2項及び第3項の規定にかかわらず報酬は支給しない。

(通勤手当)

第3条 常務理事に対して通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当の月額が職員給与規則第21条により支給する。

(支 給 日)

第4条 理事長及び常務理事の報酬は、毎月20日(ただし、その日が休日、又土曜日に当たるときは直前の休日、又は土曜日でない日)に支払う。

(費用弁償)

第5条

- 1 費用弁償額は、役員及び評議員または評議員選任・解任委員の居住地から計算し、職員の旅費に関する規則に準じて、交通費の実費額とする。

- 2 事業団職員である役員に対しては前項の規定にかかわらず費用弁償は支給しない。

(公表)

第6条 この法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

1 この規則は平成17年10月1日から適用する。

附則

1 この規則は平成17年12月1日から適用する。

附則

1 この規則は平成18年12月1日から適用する。

附則

1 この規則は平成20年1月1日から適用する。

附則

1 この規則は平成21年3月19日から適用する。

附則

1 この規則は平成26年4月1日から適用する。

附則

1 この規則は平成28年12月20日から適用する。

附則

1 この規則は平成29年4月1日から適用する。

附則

1 この規則は平成29年6月1日から適用する。

附則

1 この規則は平成30年11月20日から適用する。

附則

1 この規則は令和2年4月1日から適用する。